

岩手県訓令第 20 号

知事部局

岩手県知事部局代決専決規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県知事部局代決専決規程を廃止する訓令

岩手県知事部局代決専決規程（平成 13 年岩手県訓令第 22 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。